

(掲示)

X i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第49条～第52条 (略) 第52条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第53条 (略) 第3節～第7節 (略) 第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～9 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約 第1節 (略) 第2節 一般契約</p> <p>第7条～第12条の2 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出) 第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第58条の2(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。)が発行するX i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属X i サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、所属X i サービス取扱所に届出がないときは、第10条(契約者識別番号)、第12条の2(X i の電話番号保管)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第40条(利用中止)及び第41条(利用停止)に規定する通知(第41条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。)については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>	<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第49条～第52条 (略)</p> <p>第53条 (略) 第3節～第7節 (略) 第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～9 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約 第1節 (略) 第2節 一般契約</p> <p>第7条～第12条の2 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出) 第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属X i サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、所属X i サービス取扱所に届出がないときは、第10条(契約者識別番号)、第12条の2(X i の電話番号保管)、第16条(当社が行う一般契約の解除)、第40条(利用中止)及び第41条(利用停止)に規定する通知(第41条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。)については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>

第3節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 利用中止等

第40条 (略)

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X iに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX iに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第74条の2及び第77条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10) (略)

2 当社は、前項第1号から第9号の規定によりX iサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第10号の規定によりX iサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第48条 当社が提供するX iの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2～5 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条～第52条 (略)

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第52条の2 X i契約者（X iユビキタス契約者、X i特定接続契約者及び当社が指定するX i契約者を除きます。）は、X iサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7（請求書等の発行に関する料金）に規

第3節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 利用中止等

第40条 (略)

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X iに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX iに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第74条の2及び第77条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10) (略)

2 当社は、前項第1号から第9号の規定によりX iサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第10号の規定によりX iサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第48条 当社が提供するX iの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2～5 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条～第52条 (略)

定する料金の支払いを要します。

第53条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第72条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第73条 X i 契約者は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表8に定める外国の電気通信事業者が、ドコモUIMカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第14項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注3) (略)

第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(4) (略)

(5) 登録利用者の変更を行った場合において、X i サービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者利用に係るものと変更後の登録利用者利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。

(6)～(7) (略)

第75条～第77条の2 (略)

(契約者確認)

第77条の3 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。)の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

第53条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第72条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第73条 X i 契約者は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表8に定める外国の電気通信事業者が、ドコモUIMカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第14項に規定する当社が別に定めるところは、国際サービスに係るご利用ガイドに規定するところによります。

(注3) (略)

第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。

(1)～(4) (略)

(5) 登録利用者の変更を行った場合において、X i サービスの利用に係る請求書又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者利用に係るものと変更後の登録利用者利用に係るものを合わせて、請求書又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。

(6)～(7) (略)

第75条～第77条の2 (略)

(契約者確認)

第77条の3 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。)の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

3 (略)  
(注1)～(注2) (略)

第78条～第80条 (略)

#### 第14章 (略)

料金表  
(料金表目次)

通則

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

2 料金額

第2表～第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

2 料金額

第3～第5 (略)

第6表 (略)

通則

1～8 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

9 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i (当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX i に係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったX i に係る料金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い(eビリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)ではないとき。

(2) その請求のあったX i に係る料金等が、他のX i、FOMA、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

10 当社は、1のX i において、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能若しくはブラックベリー接続機能の提

2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

3 (略)  
(注1)～(注2) (略)

第78条～第80条 (略)

#### 第14章 (略)

料金表  
(料金表目次)

通則

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第6 (略)

第2表～第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

第3～第5 (略)

第6表 (略)

通則

1～8 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

9 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i (当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX i に係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったX i に係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものではないとき。

(2) その請求のあったX i に係る料金等が、他のX i、FOMA、FOMAユビキタス若しくはFOMA位置情報(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

10 当社は、1のX i において、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能若しくはブラックベリー接続機能の提

供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) X i 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。
- (2) そのX iについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。
- (3) そのX iが、第1表第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。
- (4) そのX iについて、当社が電話番号保管を行っているとき（別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。）。

11～12 （略）

13 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのX iサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第41条（利用停止）の規定によりそのX iの利用が停止されているとき。

(2) 第16条（当社が行う一般契約の解除）又は第21条（その他の提供条件）の規定によりそのX i契約が解除されたとき。

14 当社は、第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX iに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

15 （略）

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、X i契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第9項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第16条（当社が行う一般契約の解除）又は第21条（その他の提供条件）の規定によりそのX i契約が解除されたとき。

17 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の翌月までのそのX iに係る料金等を、第14項に規定する減額の対象とします。

18 （略）

（料金等の支払い）

19 X i契約者は、料金及び工事費について、第21項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i契約者は、その料金及び工事費（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するX iサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20～27 （略）

（注）当社は、第27項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX iサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

供を受けていること及び料金等の支払方法がeピリングご利用規約に規定するクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのX iが、第1表第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときはこの限りではありません。

11～12 （略）

13 当社は、第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX iに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

14 （略）

15 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、X i契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、第9項各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

16 （略）

（料金等の支払い）

17 X i契約者は、料金及び工事費について、第19項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i契約者は、その料金及び工事費（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するX iサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

18～25 （略）

（注）当社は、第25項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX iサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第6 （略）

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのX iについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 <u>ア 第82条（請求書の分割送付）に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。</u> <u>イ 第1（基本使用料）の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。</u> <u>ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU 機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能の提供を受けていないとき。</u> <u>エ 料金その他の債務が、X iサービス、FOMAサービス又はワイドスター通信サービスに係る料金等と一括して請求されているとき。</u> <u>オ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。</u> <u>カ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。</u>

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手数料の額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（108円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円（54円）

第2表～第4表 （略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 （略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第6 （略）

第2表～第4表 （略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 （略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 支払証明書又は預託金預り証明書1枚ごとに税抜額400円（税込額432円）

（注）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料

支 払 証 明 書 等 の 発 行 手 数 料 の 適 用

支払証明書の発行手数料の適用除外	通則第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。
------------------	---

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分	手 数 料 の 額
	次の税抜額（カッコ内は税込額）
支払証明書の発行手数料	400円（432円）
預託金預り証明書の発行手数料	400円（432円）
契約事項証明書の発行手数料	300円（324円）

（注1）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

（注2）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第6表（略）

別表1～別表9（略）

附 則（平成27年1月22日経企第1576号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第9号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第10号とします。

(2) 第10号中「(1) から(9) 」を「(1) から(10)」に改め、同号を第11号とし、第8号の次に次の一号を加えます。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているX iデータプラン等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX iデータプラン等に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2) の適用による場合は、適用した後の料

のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

2 契約事項証明書1契約ごとに税抜額 300円（税込額 324円）

（注）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第6表（略）

別表1～別表9（略）

金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるX iの場合に準じて取扱います。

4 経企第 397号（平成26年 6月18日）の附則第 3項中「平成27年 9月30日」を「当社が定める日」に改めます。

5 経企第 702号（平成26年 8月 8日）の附則第 4項を次のように改めます。

(1) 第 4号を次のように改めます。

(4) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けているX iに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX iに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2) の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるX iの場合に準じて取扱います。

(2) 第 5号中、「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改めます。

附 則（平成27年 1月27日経企第1586号）

（実施期日）

1 この附則は、平成27年 1月30日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（U25応援特割キャンペーンの適用）

3 この附則実施の日から平成27年 5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）（料金表第 1表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1) に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第 1表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2) に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、そのX iが次の(1) 、(2) 及び(3) 又は(4) に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割キャンペーン（(3) 又は(4) の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、1,350円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

(1) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。

(2) U25応援割（料金表第 1表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(4) の 2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けること。

(3) ファミリーシェアパック（料金表第 1表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(4) 共有対象回線（料金表第 1表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1表第 3（通信料）の 1（適用）の(8) の 3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

4 料金表第 1表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1) のオの規定によりX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

- 5 当社は、U25応援特割キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかに該当する場合には、U25応援特割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）以外となったとき。
  - (2) U25応援割の廃止があったとき。
  - (3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
  - (4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
  - (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
  - (6) X iの電話番号保管があったとき。
  - (7) 名義変更があったとき。
  - (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
- 6 当社は、U25応援特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約（基本使用料の料金種別がX iデータプラン（ルーター）であるものを除きます。）を締結する場合であって、そのX iが身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割キャンペーンの適用対象とします。
- （U25応援特割（家族）キャンペーンの適用）
- 8 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、そのX iが次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25応援特割（家族）キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この附則において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、1,350円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。
- (1) X iサービス取扱所において当社が定める端末設備をX i契約者又はその関係者が購入すること。
  - (2) ファミリーシェアパックを選択すること。
  - (3) ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有を選択すること。
- 9 前項の規定にかかわらず、当社は、キャンペーン対象期間における各暦月において、そのX iが属する共有回線群を構成する他の全てのX iが第3項に規定するU25応援特割キャンペーンの適用を受けていないことを確認したときは、当社がその確認をした日を含むその暦月の基本使用料について前項に規定する減額を適用しません。
- 10 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するときは、第8項に規定する額を日割して適用します。
- 11 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンの適用を受けているX iについて、次のいずれかを満たさなくなったときは、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX iカケホーダイプラン（スマホ／タブ）以外となったとき。
  - (2) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。
  - (3) U25応援割の適用を受けることとなったとき。
  - (4) そのX iがファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。

(5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(6) X i の電話番号保管があったとき。

(7) 名義変更があったとき。

(8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

12 当社は、U25応援特割（家族）キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

13 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約（基本使用料の料金種別がX i データプラン（ルーター）であるものを除きます。）を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第64条～第68条 (略) 第68条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第69条 (略) 第3節～第7節 (略) 第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～10 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節 (略) 第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p>(第1種一般契約者の氏名等の変更の届出) 第16条 第1種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第75条(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。))が発行するFOMAサービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属FOMAサービス取扱所に届出がないときは、第11条(契約者識別番号)、第14条の2(FOMAの電話番号保管)、第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第51条(利用中止)及び第53条(利用停止)に規定する通知(第53条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。)については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第19条 (略)</p>	<p>(目次) 第1章～第9章 (略) 第10章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第64条～第68条 (略)</p> <p>第69条 (略) 第3節～第7節 (略) 第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～10 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節 (略) 第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p>(第1種一般契約者の氏名等の変更の届出) 第16条 第1種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属FOMAサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属FOMAサービス取扱所に届出がないときは、第11条(契約者識別番号)、第14条の2(FOMAの電話番号保管)、第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第51条(利用中止)及び第53条(利用停止)に規定する通知(第53条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。)については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第19条 (略)</p>

第3節～第5節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条～第52条 (略)

(利用停止)

第53条 当社は、契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10) (略)

2 当社は、前項第1号から第9号の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第10号の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第53条の2 (略)

第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第63条 当社が提供するFOMAサービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2～5 (略)

第2節 料金等の支払義務

第64条～第68条 (略)

第3節～第5節 (略)

第4章～第7章 (略)

第8章 利用中止等

第51条～第52条 (略)

(利用停止)

第53条 当社は、契約者（FOMAプリペイド契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのFOMAサービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったFOMAサービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第88条の4及び第89条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのFOMAサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(10) (略)

2 当社は、前項第1号から第9号の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第1項第10号の規定によりFOMAサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第53条の2 (略)

第9章 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第63条 当社が提供するFOMAサービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2～5 (略)

第2節 料金等の支払義務

第64条～第68条 (略)

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第68条の2 FOMA契約者(FOMAユビキタス契約者、FOMA位置情報契約者、FOMAプリペイド契約者、FOMA特定接続契約者及び当社が指定するFOMA契約者を除きます。)は、FOMAサービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

第69条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第81条の2～第88条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第14項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注3) (略)

第88条の3 (略)

(利用者登録)

第88条の4 FOMA契約者(FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が定める方法により、その契約に係るFOMAサービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 FOMA契約者は、そのFOMA契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。

(1)～(4) (略)

(5) 登録利用者の変更を行った場合において、FOMAサービスの利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。

(6) (略)

第88条の5～第91条 (略)

第69条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第81条の2～第88条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第88条の2 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表9に定める外国の電気通信事業者が、FOMAカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第14項に規定する当社が別に定めるところは、国際サービスに係るご利用ガイドに規定するところによります。

(注3) (略)

第88条の3 (略)

(利用者登録)

第88条の4 FOMA契約者(FOMAプリペイド契約者及びFOMA特定接続契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が定める方法により、その契約に係るFOMAサービスを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 FOMA契約者は、そのFOMA契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。

(1)～(4) (略)

(5) 登録利用者の変更を行った場合において、FOMAサービスの利用に係る請求書又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。

(6) (略)

第88条の5～第91条 (略)

(契約者確認)

第91条の2 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。)の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

3 (略)

(注1)～(注2) (略)

第91条の3～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

2 料金額

第2表～第6表 (略)

第7表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

2 料金額

第3～第5 (略)

通則

1～8 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

9 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのFOMA(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がFOMAに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。))を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったFOMA等に係る料金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い(eビリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)でないとき。

(2) その請求のあったFOMA等に係る料金等が、他のFOMA等、Xi若しくはXiユビキタス(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。)

(契約者確認)

第91条の2 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。)の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

3 (略)

(注1)～(注2) (略)

第91条の3～第93条 (略)

第14章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

第7表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

第3～第5 (略)

通則

1～8 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

9 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのFOMA(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がFOMAに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。))を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったFOMA等に係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものでないとき。

(2) その請求のあったFOMA等に係る料金等が、他のFOMA等、Xi若しくはXiユビキタス(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。)

以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

10 当社は、1のFOMAにおいて、別表2(付加機能)に規定するiモード機能、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、ブラックベリー接続機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのFOMAについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) FOMA契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。

(2) そのFOMAについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。

(3) そのFOMAが、第1表第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。

(4) そのXiについて、当社が電話番号保管を行っているとき(別表2(付加機能)に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。)

11~12 (略)

13 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのFOMAサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第53条(利用停止)の規定によりそのFOMAの利用が停止されているとき。

(2) 第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第23条の2(その他の提供条件)、第23条の10(当社が行う第2種一般契約の解除)又は第24条(その他の提供条件)の規定によりそのFOMA契約が解除されたとき。

14 当社は、第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAの料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第9項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第19条(当社が行う第1種一般契約の解除)、第23条の2(その他の提供条件)、第23条の10(当社が行う第2種一般契約の解除)又は第24条(その他の提供条件)の規定によりそのFOMA契約が解除されたとき。

17 (略)

(料金等の支払い)

18 契約者は、料金(別表2に規定するプリペイドISP機能に係る付加機能使用料及びFOMAプリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。)及び工事費について、第23項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

19~29 (略)

(注) 当社は、第29項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

10 当社は、1のFOMAにおいて、別表2(付加機能)に規定するiモード機能、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、ブラックベリー接続機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法がeビリングご利用規約に規定するクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのFOMAについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、そのFOMAが、第1表第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときはこの限りではありません。

11~12 (略)

13 当社は、第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAの料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

14 (略)

15 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、第9項各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

16 (略)

(料金等の支払い)

17 契約者は、料金(別表2に規定するプリペイドISP機能に係る付加機能使用料及びFOMAプリペイドの契約者回線との間の通信に関する料金を除きます。)及び工事費について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

18~28 (略)

(注) 当社は、第28項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第6 （略）

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのFOMAについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 <u>ア 第98条の3（請求書の分割送付）に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。</u> <u>イ 第1（基本使用料）の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているとき。</u> <u>ウ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能、spモード機能、iモード機能又はブラックベリー接続機能の提供を受けていないとき。</u> <u>エ 料金その他の債務が、Xiサービス、FOMAサービス又はワイドスター通信サービスに係る料金等と一括して請求されているとき。</u> <u>オ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。</u> <u>カ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。</u>

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区分		手数料の額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（108円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円（54円）

第2表～第6表 （略）

第7表 その他のサービスに関する料金等

第1 （略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第6 （略）

第2表～第6表 （略）

第7表 その他のサービスに関する料金等

第1 （略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 支払証明書又は預託金預り証明書1枚ごとに税抜額400円（税込額432円）

（注）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料

支 払 証 明 書 等 の 発 行 手 数 料 の 適 用

支払証明書の発行手数料の適用除外	通則第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。
------------------	--

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	400円（432円）
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円（432円）
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円（324円）

（注1）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

（注2）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3～第5 （略）

別表1～別表10 （略）

附 則（平成27年1月22日経企第1576号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第10号の次に次の一号を加えます。

(11) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているFOMAデータプラン22等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAデータプラン22に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、

のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

2 契約事項証明書1契約ごとに税抜額300円（税込額324円）

（注）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3～第5 （略）

別表1～別表10 （略）

適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第11号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第12号とします。

(3) 第12号を第13号、第13号を第14号とします。

4 経企第 848号（平成17年10月25日）の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 8 号の次に次の一号を加えます。

(9) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている旧プランFOMA等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その旧プランFOMAに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2) の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第 9 号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第10号とします。

(3) 第13号中「(1) から(12)」を「(1) から(13)」に改め、同項第10号を第11号、第11号を第12号、第12号を第13号、第13号を第14号とします。

5 経企第 294号（平成21年 6 月24日）の附則第 5 項を次のように改めます。

(1) 第 7 号の次に次の一号を加えます。

(8) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランHIGH-SPEEDに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2) の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード 2 に係るFOMAの場合に準じて取扱います。

(2) 第 8 号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第 9 号とします。

(3) 第10号中「(1) から(9)」を「(1) から(10)」に改め、同項第 9 号を第10号、第10号を第11号とします。

6 経企第1200号（平成22年 2 月22日）の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 4 号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改めます。

(2) 第10号中「(1) から(9)」を「(1) から(10)」に改め、同号を第11号とし、第 9 号の次に次の一号を加えます。

(10) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けているファミリーワイド等に係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのファミリーワイド等に係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1) 及び(2) の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

- イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じて取扱います。
- 7 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第5項を次のように改めます。
- (1) 第5号の次に次の一号を加えます。
- (6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランスタンダードに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランスタンダードに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じて取扱います。
- (2) 第6号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第7号とします。
- (3) 第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とします。
- 8 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第6項を次のように改めます。
- (1) 第5号の次に次の一号を加えます。
- (6) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。
- ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている定額データプランフラットに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、その定額データプランフラットに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(1)及び(2)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。
- ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。
- イ ア以外の提供条件は、改正後の規定における定額データプランスタンダード2に係るFOMAの場合に準じて取扱います。
- (2) 第6号中「ユニバーサルサービス料」を「請求書等の発行に関する料金、支払証明書等の発行手数料及びユニバーサルサービス料」に改め、同号を第7号とします。
- (3) 第7号中「(1)から(6)」を「(1)から(7)」に改め、同号を第8号とします。

(掲示)

ワイドスター通信サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>(目次) 第1章～第8章 (略) 第9章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第40条～第42条 (略) 第42条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第43条 (略) 第3節～第7節 (略) 第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～8 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約</p> <p>第7条～第12条の2 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出) 第13条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求事業者(第48条の2(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。)が発行するワイドスター通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、第8条(契約者識別番号)、第12条(ワイドスター通信サービスの利用休止)、第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)、第29条(利用中止)及び第30条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p>	<p>(目次) 第1章～第8章 (略) 第9章 料金 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第40条～第42条 (略)</p> <p>第43条 (略) 第3節～第7節 (略) 第10章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～8 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 ワイドスター契約</p> <p>第4条の2～第12条 (略)</p> <p>(契約者の氏名等の変更の届出) 第13条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにワイドスター通信サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず、ワイドスター通信サービス取扱所に届出がないときは、第8条(契約者識別番号)、第12条(ワイドスター通信サービスの利用休止)、第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)、第29条(利用中止)及び第30条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p>

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第39条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2～3 (略)

### 第2節 料金等の支払義務

第40条～第42条 (略)

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第42条の2 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、ワイドスター通信サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第5(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

第43条 (略)

### 第3節～第7節 (略)

## 第10章～第13章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第5 (略)

第6 請求書等の発行に関する料金

1 適用

2 料金額

第2表～第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

2 料金額

第3～第4 (略)

通則

1～11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第39条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2～3 (略)

### 第2節 料金等の支払義務

第40条～第42条 (略)

第43条 (略)

### 第3節～第7節 (略)

## 第10章～第13章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第5 (略)

第2表～第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1 (略)

第2 支払証明書等の発行手数料

第3～第4 (略)

通則

1～11 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスター通信サービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスター通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、

請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等の支払方法が、当口座振替又はクレジット払い(eビリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)ではないとき。

(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

13 当社は、1のワイドスターにおいて、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのワイドスターについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。

(2) そのワイドスターについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。

14~15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第30条(利用停止)の規定によりそのワイドスターの利用が停止されているとき。

(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。

17 当社は、第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

18 (略)

19 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第12項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第16条(当社が行うワイドスター契約の解除)の規定によりそのワイドスター契約が解除されたとき。

20 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の翌月までのそのワイドスターに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。

21~24 (略)

(注) 当社は、第24項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスター通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第5 (略)

請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。

(1) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等の支払方法が、当社が別に定める方法によるものではないとき。

(2) その請求のあったワイドスター通信サービスに係る料金等が、他のワイドスター通信サービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

13~14 (略)

15 当社は、第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスに係る料金等が、別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスター通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

16 (略)

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスター通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、第12項各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

18~21 (略)

(注) 当社は、第21項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスター通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1~第5 (略)

第6 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのワイドスターについて、2（料金額）の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア 第73条（請求書の分割送付）に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。 イ 別表2（付加機能）に規定するmoperaU 機能の提供を受けていないとき。 ウ 料金その他の債務が、Xiサービス、FOMAサービス又はワイドスター通信サービスに係る料金等と一括して請求されているとき。 エ 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求しているとき。 オ 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区分		手数料の額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円（108円）
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	50円（54円）

第2表～第4表（略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1（略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書の発行手数料の適用除外	通則第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。

第2表～第4表（略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1（略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 支払証明書又は預託金預り証明書1枚ごとに税抜額 400円（税込額 432円）

（注）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

2 契約事項証明書1契約ごとに税抜額 300円（税込額 324円）

（注）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

2 料金額

1 契約について1通ごとに

区 分		手 数 料 の 額
		次の税抜額（カッコ内は税込額）
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	400円（ 432円）
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円（ 432円）
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円（ 324円）

（注1）支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

（注2）契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3～第4 （略）

第3～第4 （略）

別表1～別表8 （略）

別表1～別表8 （略）

附 則（平成27年1月22日経企第1576号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。